

(別添)

強度行動障害支援者養成研修事業の実施について(運営要領) 新旧対照表

改正後	現行
<p>障発0803第1号 平成29年8月3日</p> <p>一部改正 障発0507第4号 令和元年5月7日</p> <p>一部改正 障発0520第1号 令和2年5月20日</p> <p>一部改正 障発0324第2号 令和3年3月24日</p> <p><u>一部改正 障発●●●●第●号</u> <u>令和5年●月●日</u></p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略)</p> <p>強度行動障害支援者養成研修事業の実施について (運営要領)</p>	<p>障発0803第1号 平成29年8月3日</p> <p>一部改正 障発0507第4号 令和元年5月7日</p> <p>一部改正 障発0520第1号 令和2年5月20日</p> <p>一部改正 障発0324第2号 令和3年3月24日</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略)</p> <p>強度行動障害支援者養成研修事業の実施について (運営要領)</p>

改正後	現行
<p data-bbox="215 272 1115 539">行動障害を有する者のうち、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示す、いわゆる「強度行動障害」を有する者に対する支援者養成研修については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業等の実施について（障発第 0801002号）」（以下「実施要綱」という。）において、都道府県地域生活支援促進事業の「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業」及び「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業」として位置づけられたところである。</p> <p data-bbox="215 560 1115 683">この実施要綱において、当該研修事業の内容は「運営要領等に基づき実施する研修事業」としていたところであるが、事業内容等については、下記のとおりとするので御了知の上、研修事業の適正かつ円滑な実施を図られたい。</p> <p data-bbox="215 703 1115 826">なお、本通知の施行に伴い、「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（平成 27 年 3 月 3 日障発 0303 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）は、廃止する。</p> <p data-bbox="651 948 678 975" style="text-align: center;">記</p> <p data-bbox="215 1091 371 1118">1～2 （略）</p> <p data-bbox="215 1187 409 1214">3. 研修対象者等</p> <p data-bbox="226 1235 387 1262">（1）基礎研修</p> <p data-bbox="248 1283 434 1310">（ア）研修対象者</p> <p data-bbox="309 1331 1104 1358">原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害の</p>	<p data-bbox="1137 272 2038 539">行動障害を有する者のうち、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示す、いわゆる「強度行動障害」を有する者に対する支援者養成研修については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業等の実施について（障発第 0801002号）」（以下「実施要綱」という。）において、都道府県地域生活支援促進事業の「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業」及び「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業」として位置づけられたところである。</p> <p data-bbox="1137 560 2038 683">この実施要綱において、当該研修事業の内容は「運営要領等に基づき実施する研修事業」としていたところであるが、事業内容等については、下記のとおりとするので御了知の上、研修事業の適正かつ円滑な実施を図られたい。</p> <p data-bbox="1137 703 2038 826">なお、本通知の施行に伴い、「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（平成 27 年 3 月 3 日障発 0303 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）は、廃止する。</p> <p data-bbox="1574 948 1601 975" style="text-align: center;">記</p> <p data-bbox="1137 1091 1294 1118">1～2 （略）</p> <p data-bbox="1137 1187 1332 1214">3. 研修対象者等</p> <p data-bbox="1149 1235 1310 1262">（1）基礎研修</p> <p data-bbox="1171 1283 1357 1310">（ア）研修対象者</p> <p data-bbox="1232 1331 2027 1358">原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害の</p>

改正後	現行
<p>ある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者 <u>若しくは</u> 障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者 <u>又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等</u> とする。</p> <p><u>なお、特別支援学校の教師等を研修の対象者とする場合、障害福祉サービス事業所等の職員と特別支援学校の教師等が連携して強度行動障害を有する児者の支援にあたる体制づくりを進めることを趣旨としていることから、障害福祉サービス事業所等の職員に加えて特別支援学校の教師等が参加するようになること。</u></p> <p>(イ) ～ (ウ) (略)</p> <p>(2) 実践研修</p> <p>(ア) 研修対象者</p> <p>基礎研修を修了した者のうち、原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者 <u>若しくは</u> 障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者 <u>又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等</u> とする。</p> <p><u>なお、特別支援学校の教師等を研修の対象者とする場合、障害福祉サービス事業所等の職員と特別支援学校の教師等が連携して強度行動障害を有する児者の支援にあたる体制づくりを進めることを趣旨としていることから、障害福祉サービス事業所等の職員に加えて特別支援学校の教師等が参加するようになること。</u></p>	<p>ある児者を支援対象にした業務に従事している者、<u>若しくは</u> 今後従事する予定のある者 <u>又は</u> 障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者とする。</p> <p>(イ) ～ (ウ) (略)</p> <p>(2) 実践研修</p> <p>(ア) 研修対象者</p> <p>基礎研修を修了した者のうち、原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、<u>若しくは</u> 今後従事する予定のある者 <u>又は</u> 障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者とする。</p>

改正後	現行
(イ)～(ウ) (略)  4～12 (略)  別紙1～8 (略)	(イ)～(ウ) (略)  4～12 (略)  別紙1～8 (略)